

静岡県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

静岡県監査委員 山下和俊
静岡県監査委員 松本早巳
静岡県監査委員 良知淳行
静岡県監査委員 阿部卓也

第1 監査の概要

令和7年3月5日に随時に実施した監査である。

静岡県監査委員監査基準に基づき、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会に対する負担金交付事務及びそれに付随する事務について、県負担金の支出が適正であったかなどの視点から財務監査（随時監査）を実施した。

第2 随時監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり）

【本庁】

スポーツ・文化観光部文化局文化政策課

ア 監査実施日 令和7年3月5日

イ 監査対象 東アジア文化都市2023静岡県実行委員会に対する負担金交付事務及びそれに付随する事務

ウ 監査結果

(7) 財務監査 注意 不適切な負担金交付事務

(4) 財務監査 意見 ①実行委員会の解散後の手続き
②実行委員会が行う負担金の交付等

2 監査結果がない機関 該当なし

(別表) 監査結果の概要

【随時監査（本庁）】

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・文化 観光部 文化局文化政策 課	注意	件名	不適切な負担金交付事務
		内容	文化局文化政策課は、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会に対して令和4年度及び令和5年度に負担金を交付したが、このうち当該負担金を原資として当該実行委員会が交付した東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム負担金において、会場費495,000円の中に負担金の対象外経費が含まれていることに気付かず交付事務を行い、交付額が過大となっていた。

スポーツ・文化 観光部 文化局文化政策 課	意見	件名	実行委員会の解散後の手続き
		内容	<p>文化局文化政策課は、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会会則に基づき、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」という。）において事務局を務めていました。東アジア実行委員会は、東アジア文化都市 2023 静岡県を効果的に推進するという目的が達成されたとして令和 6 年 3 月 31 日に解散し、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会会則に基づき、残余財産として 40,140,009 円及び物品を静岡県に帰属しました。</p> <p>しかし、東アジア実行委員会が保有する文書については、静岡県に引き継ぐ旨の規定はなく、静岡県に引き継ぐ手続きが取られていませんでした。実態としては、東アジア実行委員会が保有していた文書は事務局を務めていた文化政策課にあり、県の規定に準じて管理をしているのですが、明確な根拠に基づき、東アジア実行委員会が保有していた文書を静岡県に引き継ぐことは重要であると考えます。</p> <p>また、東アジア実行委員会が交付した東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム負担金については、東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項において、支払関係書類は交付先において保存し、東アジア実行委員会から提出を求められた場合は提出すると定められています。しかし、東アジア実行委員会の権利義務を静岡県に引き継ぐ旨の規定はないため、静岡県が交付先に対し支払関係書類の提出を求めることができるか不明確な状態となっています。</p> <p>さらに、東アジア実行委員会の支出等に過払い等があった場合の対応についても、上記と同様に東アジア実行委員会の権利義務を静岡県に引き継ぐ旨の規定はないため、静岡県が交付先に対し返還等を求めることができるか不明確な状態となっています。</p> <p>これらのことから、今後、実行委員会を立ち上げて事業を行う場合には、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 実行委員会が保有する文書について、解散後は静岡県等に引き継ぐことを実行委員会の会則に定めるなどして引継ぎ先を明確にし、解散後も引継ぎ先が適切に文書を保管すること</p> <p>イ 実行委員会が保有する権利義務について、解散後は静岡県等に引き継ぐことを実行委員会の会則に定めるなどして引継ぎ先を明確にし、解散後も引継ぎ先が権利の行使及び義務の履行をできるようにすること</p>
スポーツ・文化	意見	件名	実行委員会が行う負担金の交付等

<p>観光部 文化局文化政策課</p>	<p>内容</p>	<p>文化局文化政策課は東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」という。）に対し、協定に基づき、令和4年度及び令和5年度に負担金計 339,116,000 円を交付し、文化政策課が事務局を務めていた東アジア実行委員会は、当該負担金を原資として、東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、東アジア実行委員会が定める基本計画に従い、東アジア実行委員会が依頼した各分野の有識者、専門家等が企画・実施する事業に対して負担金を交付していました。本負担金の交付先1団体について調査したところ、当該団体から、当該団体の役員兼事務局長が執行役員を務めている株式会社に対し、事業の企画運営業務全般を委託していましたが、東アジア実行委員会は委託していることを把握していませんでした。実施要項において収支報告書等に委託先を記載するよう定めており、当該団体において委託先の記載が漏れていたことが委託していることを把握していなかった原因ではありますが、東アジア実行委員会が実施要項において交付先団体の体制について確認できる書類の提出等を求めておらず、交付先団体の実態が把握できない状態が生じていたことも原因と考えます。本負担金に係る事業について委託することは禁止されていませんが、委託した場合には、事業にかかった経費の透明性が欠けるおそれがあり、経費の内容についてより慎重に確認する必要があります。さらに、交付先団体の役員が所属する他法人に業務を委託する場合等の特定の状況では、事業費の妥当性等が担保されないおそれがあります。</p> <p>また、東アジア実行委員会は、実施要項において支払関係書類の提出を求めておらず、交付先1団体において本負担金の対象経費に対象外の費用が含まれていることに気付かずに負担金を過大に交付していました。このため、文化政策課が東アジア実行委員会に対して交付した負担金が過大となっています。なお、文化政策課は協定において東アジア実行委員会に対し実績報告を求めていませんでした。</p> <p>さらに、東アジア実行委員会が上記交付先1団体に対し交付した負担金について、本負担金に係る事業を外部へ委託することで対象外の費用を対象経費に含めている可能性がある旨の住民監査請求があった際にも、文化政策課は、当該団体に対し支払関係書類の提出を求める等による実績の確認を行っていませんでした。負担金の交付後も対象経費等に疑義が生じた際には実績を確認する必要があり、東アジア実行委員会の解散後であっても、事務局を務めていた文化政策課は当事者意識を持って対応する必要があると考えます。</p>
-------------------------	-----------	---

		<p>加えて、東アジア実行委員会の会計書類を確認したところ、本負担金の交付先1団体から東アジア実行委員会に提出された協定書締結依頼に添付されている収支予算書では負担金の額が2,727,000円と記載されていますが、協定書締結に係る東アジア実行委員会の支出負担行為何では負担金額2,999,700円となっており、当該負担金額で協定書が締結されていました。負担金額変更に関する経緯等を確認できる書類は存在せず、負担金額が変更された経緯は不明です。</p> <p>これらのことから、今後、実行委員会方式により実行委員会から負担金等を交付する場合には、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 負担金等の交付先団体の体制について確認できる書類の提出を求める等により、負担金の交付先団体が負担金に係る事業を実施できる体制か確認をすること</p> <p>イ 負担金等に係る事業を他法人へ委託している場合には、必要に応じて委託に係る事業について支払関係書類の提出を求める等により実績を確認すること</p> <p>ウ 負担金等の交付事務が適切に行われるよう、実行委員会や負担金の交付先団体に対し、県として適切に指導等を行うこと</p> <p>エ 実行委員会の解散後に、交付した負担金等の内容に疑義が生じた際には、県として適切に対応すること</p>
--	--	---